

# その他プラスチックの分別にご協力ください

「その他プラスチック」とは、「容器包装リサイクル法」により「プラスチック製の容器包装」と定められており、商品が入っている「容器」や包んでいる「包装」のうち、商品を消費したとき、または分けたときに不要となる「プラスチック製」のものをいいます。

たとえば、私たちが豆腐を購入する場合、中身の豆腐だけではなく豆腐を入れている容器もついてきます。この場合、豆腐そのものは商品ですが、豆腐の容器となるため、「その他プラスチック」となります。

「その他プラスチック」には、マークがついていますのでご確認ください。

最近次のようなプラスチック製品が「その他プラスチック」に混入して出されています。



※上記のもの以外にも、プラスチック製ハンガー、ペットボトル、子どものおもちゃ、乾電池、ピン、カン、電球、注射器など、実に様々なものが混入しており大変困っています。

現在混入している異物はリサイクルプラザの職員が手作業で取り除いていますが、大変時間がかかる上、混入している刃物で作業中にけがを負うなどの事故も発生しています。

また、収集した「その他プラスチック」は、日本リサイクル協会に処理委託料を支払い処理していますが、異物や危険物が混入していると、さらに高い処理委託料を支払わねばなりません。

ごみとして出される前に、今一度きちんと分別ができているかを確認してください。

問い合わせ先：高梁市役所市民生活部環境衛生課 TEL (0866) 21-0259  
各地域局住民福祉課・有漢TEL57-3211・成羽TEL42-3212  
・川上TEL48-2200・備中TEL45-4512